

渋谷区はこれまで、先人の貢献によって、平和・国際都市として発展してきました。

しかし、70年の歴史の中には、太平洋戦争により貴い人命と財産を失うという悲劇があったことも、区民は忘れることはできません。

区制施行70年の節目の年に当たり、21世紀を展望し、高い自治意識の下に、平和・国際都市としての一層の発展を、区と区民相互の連携と協働により目指すため、ここに、平和・国際都市渋谷の日の条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、「平和・国際都市渋谷の日」を定め、高い自治意識の下に区民連携による活動を推進し、平和と国際交流による文化都市を創造し、区民福祉の進展を図ることを目的とする。

(平和・国際都市渋谷の日)

第2条 「平和・国際都市渋谷の日」は、10月1日とする。

(事業の実施)

第3条 区は、条例の制定の目的を実現するため、次の事業を実施するものとする。

- (1) 平和・国際・文化意識の高揚を図るための記念行事及び啓発事業
- (2) 青少年の平和・国際・文化意識を育む事業
- (3) その他この条例の目的に基づき区長が必要と認める事業

2 区は、前項の事業の実施に当たっては、区民の自主的な参加の促進及び区民団体との連携を図るものとする。

(協議会の設置)

第4条 前条の事業の実施等について、幅広く協議し、調査検討し、提言するため、区長の附属機関として平和・国際都市渋谷の日事業推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(委任)

第5条 協議会の組織その他この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。